

令和4年度に実施した消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)事業の成果及び評価について、消費・安全対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知)第29の12に基づき以下のとおり公表します。

令和4年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)の成果及び評価報告書

目的	目標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	備考 (県による評価の概要)
I	安全性向上措置の検証・普及のうち 農業生産におけるリスク管理措置の 導入・普及促進	カドミウム低吸収性イネの実証試験の実施箇所数	1	100%	A	826,100	826,100	カドミウム低吸収性イネの実証試験 島根県は全国有数の‘きぬむすめ’の作付面積があり、カドミウム低減対策において‘きぬむすめ環1号’が栽培されることも想定される。本実証試験において、‘きぬむすめ環1号’の特性が把握できたとともに、水稻の水管理によるヒ素濃度に及ぼす影響について、中干し時に作溝を施工し出穂期前3週間以降のかん水を週1回のみとすることによってヒ素濃度低減効果が認められ、カドミウムとヒ素の同時低減技術を確立するための成果が得られた。
		1						
		カドミウム低吸収性イネの取組数	1	100%	A			
	ヒ素濃度低減技術の実証試験の実施箇所数	2	100%	A	704,670	293,000	ヒ素濃度低減技術の実証試験 土壌中のヒ素濃度が非汚染地水田土壌の平均値に比べて高い現地ほ場において、今回実施した出穂期3週間前及び出穂期からかん水を中止した早期落水により一定の低減効果が認められたが、気象及び土壌条件等によっては玄米の国際基準値以下に低減できないほ場もあった。節水管理方法を再検証するとともに資材の活用等についても検討し、土壌中のヒ素濃度が高いほ場において、玄米中ヒ素濃度を安定的に低減させる実効的な手法を確立する必要がある。	
		2						
	ヒ素濃度低減技術の取組数	1	100%	A				
農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	34.6%	80%	A	542,782	267,000	事業の成果の1及び2により、農薬取扱者等に対して農薬の正しい知識の普及、適正販売・適正使用の啓発を実施した。 一方、昨年度との比較では、不適切な販売者数は2増加、不適切な使用者数は6増加していることから、今後とも、農薬の適正販売・適正使用が徹底されるよう、各種研修会や啓発活動、立入検査による監視・指導、その他のあらゆる機会・手段を活用した情報提供に力を入れ、農薬の適正販売・適正使用を推進することが必要である。	
	18.7%							
海洋生物毒等の監視の推進	海洋生物毒のモニタリングの総実施数	114回	87回	95%	A	1,509,130	754,000	概ね当初計画した回数どおり貝毒検査及びプランクトン調査を実施したことにより、県内で生産される二枚貝の安全性を確認できた。今後とも引き続き貝毒等の食中毒の原因となる危害発生動向の監視を実施していく必要がある。
	小計					3,582,682	2,140,100	

II	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 103.6	107.6	103%	A	10,039,085	4,168,900	令和4年度の伝染性疾患の発生件数は120件、検査件数は26,722件となり、伝染性疾患の発生件数は平均伝染性疾患の発生件数140件を下回った。検査件数は過去3年間の平均検査件数27,647件を下回ったが、これは、家畜保健衛生所の衛生指導により各農場の飼養衛生管理状況の向上が図られることで発生件数が減少し、検査依頼数の減少につながったと考えられる。これらの実績により達成度は103%となりA評価となった。令和4年度の疾患発生件数については、監視伝染病の発生件数が令和3年度55件、令和4年度40件であり、例年と比較してやや減少し、監視伝染病以外の疾患発生件数については、令和3年度99件、令和4年度80件と継続して減少しており、衛生対策指導により監視伝染病や生産性を低下させる疾患の発生数が低減したと考えられた。今後も家畜衛生広報を通じた情報提供や必要に応じた疾患発生情報、飼養衛生管理に関する情報等の情報提供をすすめ、円滑な衛生対策指導に努める。 なお、本事業を活用して伝染性疾患の予防・低減を目標に、衛生検査に基づく飼養衛生管理指導や、疾患等に関する家畜衛生情報の収集と発信、飼養衛生管理基準に基づく指導等の継続した取組を行うことにより、農場の衛生レベル向上を図り疾患の発生予防に寄与している。また、防疫演習の開催や地域での検討会の開催により、農家のみならず畜産関係者への衛生意識の向上及び伝染病発生時の体制作りにも取り組んでおり、今後も継続した取組により、衛生意識をより浸透させると共に地域として早期に対応できる体制作りが必要である。
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 90.1%	90.1%	100%	A	1,005,380	459,000	当初の計画どおり養殖経営体に対する養殖衛生管理指導を実施できた。また、養殖アユ及びドジョウには水産用医薬品の残留も認められなかった。ただし、天然水域においてヒラメのグダア寄生、アユの冷水病及びコイヘルペスウイルス病等、依然として魚病の発生がみられることから、今後とも関係漁協や養殖経営体への指導、疾患診断や定期的な魚病検査を実施していく必要がある。また、安心・安全な養殖水産物を生産・供給するために養殖水産物の医薬品残留検査を継続する必要がある。
	病害虫の防除の推進	従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等における防除に関する管理手法の現状値からの向上率 133%	133%	100%	A	720794	278000	農業登録の適用拡大に必要なデータを収集することができ、目標値の達成度は100%と適切に実施された。
	小計					11,765,259	4,905,900	
総計・総合評価				100%	A	15,347,941	7,046,000	

1 様式は、「消費・安全対策交付金等交付要綱」(令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知)別紙様式第14号-1に準ずる。

2 「達成度」の欄は目標値に対する実績の比率を記入する。

3 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

A・・・達成度80%以上

B・・・達成度50%以上80%未満

C・・・達成度50%未満

令和5年12月4日
島根県

令和4年度に実施した消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の事業の成果及び評価について、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）第29の12に基づき以下のとおり公表します。

令和4年度消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（令和4年度）（特別交付型）

区 分		目 標 値				事 業 実 績		備 考
目 的	目 標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当 額 (うち地域提案型) (円)	
I	小 計							
II	家畜衛生の推進	豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止	豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止	達成	適正	6,211,064	3,989,000	野生動物対策強化について、令和3年6月より県内で野生イノシシの検査体制を構築し、野生イノシシの抗体保有状況調査を継続している。令和4年度の調査では、59例の陽性を確認し、県内における野生イノシシの豚熱感染状況を把握することができた。検査数が増加する中で、各家畜保健衛生所へのプルスフォグ導入により、広範囲の適切な消毒を実施することが可能となり、作業の効率化及び採材による汚染の拡大防止を図ることができた。養豚場へのウイルス侵入を防ぐためには、今後もサーベイランスを実施することにより、県内への

								<p>なお、県内での CSF 及び ASF の発生は認められていないものの、今後も飼養衛生管理基準の遵守をはじめとした継続した発生予防の取り組みが必要である。</p> <p>また、HPAI が国内で過去最多の発生となったが、緊急消毒の実施を行うことで、県内の養鶏農場における発生予防の一助となることができた。</p> <p>なお、海外及び県外で発生する伝染性疾病が野生動物により県内に持ち込まれ、農場での発生リスクが高まる中、本事業を活用して伝染性疾病発生予防を目標に、空海港での消毒による水際防疫を継続するとともに、野生動物の感染状況の把握を継続することが必要である。</p>
	小計					6,211,064	3,989,000	
総計・総合評価				達成	適正	6,211,064	3,989,000	(総合評価:適正)

- 1 様式は、「消費・安全対策交付金交付等要綱」（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）別記様式第14号-1に準ずる。
- 2 「達成度」の欄は目標値に対する実績の比率を記入する。
- 3 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
 - A…達成度 80%以上
 - B…達成度 50%以上 80%未満
 - C…達成度 50%未満